

	技術基準
対象設備	・アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、OAB～J-IP電話用設備、携帯電話用設備
予備機器	<ul style="list-style-type: none"> ・交換設備には予備機器を設置・配備し、故障時に速やかに切り替える。 ・伝送路設備には、予備の電気通信回線を設置する。 ・電気通信回線で共通に使用される機器は、予備機器を設置・配備し、故障時に速やかに切り替える。 ・交換設備相互間を接続する伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置する。
故障検出	・故障(電源停止、共通制御機器の動作停止等)の発生時には、故障を直ちに検出し、運用者に通知する機能を備える。
防護措置	・利用者や他事業者設備から受信したプログラムによって、役務提供に重大な支障を及ぼすことがないように防護措置が講じる。(セキュリティの確保も含む)
試験機器及び応急復旧機材	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場には、設備の点検及び検査に必要な試験機器を配備する。 ・事業場には、故障が発生した場合に、応急復旧措置(応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給等)を行うために必要な機材を配備する。
異常ふくそう対策	・交換設備は、異常ふくそう(特定の交換設備に対し通信が集中することにより、交換設備の通信の疎通能力が継続して著しく低下する現象)が発生した場合に、これを検出し、かつ、通信の集中を規制する機能を有する。
耐震対策	<ul style="list-style-type: none"> ・地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結等を行う。 ・地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定等を講じる。 ・故障により重大な支障がある設備の耐震対策は、大規模な地震を考慮する。

事業用電気通信設備規則の概要(安全・信頼性対策)2/2

	技術基準
電源設備	<ul style="list-style-type: none">・電源設備は、設備の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、設備の動作電圧又は動作電流の変動許容範囲内に維持する。・電源設備は、予備機器を設置・配備し、故障時に速やかに切り替える。
停電対策	<ul style="list-style-type: none">・電力供給が停止した場合に通信が停止しないよう、自家用発電機又は蓄電池の設置を行う。・交換設備は蓄電池と自家用発電機を併置又はこれに準じる措置(移動電源装置の配備等)を行う。
誘導対策	<ul style="list-style-type: none">・線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により異常電圧又は異常電流が発生しないように設置する。
防火対策	<ul style="list-style-type: none">・設備を設置する通信機械室は、自動火災報知設備及び消火設備を設置する。・コンテナ等の構造物及びとう道は、自動火災報知設備及び消火設備を設置する。・他事業者のコロケーション場所を提供する場合は、当該事業者の設備が発火等をしないことを書面等により確認する。
屋外設備	<ul style="list-style-type: none">・屋外設備(屋外に設置する電線・空中線及びこれらを支持・保蔵するための工作物)は、その設置場所における外部環境(通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力等)の影響を容易に受けない。・公衆が容易に触れることができないように設置する。
設備を設置する建築物	<ul style="list-style-type: none">・自然災害(風水害等)及び火災の被害を容易に受けない。・設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものである。・設備が安定に動作する温度および湿度を維持する。・公衆が容易に立ち入ることができない。

事業用電気通信設備の種類と技術基準(安全・信頼性対策関係)の適用範囲の整理

		アナログ電話、ISDN、 0AB～J IP電話、携帯電話	その他の事業用電気通信設備 (PHS、050 IP電話、その他の音声、 データ伝送、専用設備)
安全・ 信頼性 対策	予備機器	○	
	故障検出	○	○
	防護措置	○	○
	試験機器	○	
	応急復旧機材	○	○
	異常輻輳対策	○	○
	耐震対策	○	○
	耐震対策(大規模地震考慮)	○	
	電源設備	○	○
	電源(故障対策)	○	
	停電対策	○	
	誘導対策	○	○
	防火対策(通信機械室)	○	○
	防火対策(コンテナ等/ロケーション設備)	○	
	屋外設備	○	○
設備を収容する建築物	○		